

鳥取県開発事業の事前調整に係る事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、開発事業の施工に係る事前の調整を申し出た開発事業者に対して、当該開発事業の施工に関し必要な法令に基づく許可、認可等の手続（以下「許認可手続等」という。）を教示することにより、開発事業の適正な施工を誘導するほか、行政事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 土地の区画形質の変更を行う事業で、その土地の面積が1ヘクタール以上であり、かつ、盛土又は切土（当該盛土又は切土をした土地の部分に1メートルを超えることとなるものに限る。）の施工を伴うものをいう。
- (2) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 開発事業者 開発事業に係る工事（以下「開発工事」という。）の発注者（他の者から開発工事を請け負った者を除く。以下同じ。）又は請負契約によらないで自ら開発工事を行う者をいう。

(適用除外)

第3条 この要領は、次の各号に掲げる開発事業については適用しない。

- (1) 国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部又は一部を抛出している法人が行う開発事業
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき行う都市計画事業及び同法第29条各項の規定により知事の許可を受けて行う開発行為並びに土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき行う土地区画整理事業
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う土地改良事業その他農林漁業の振興のために行う開発事業で法律に基づき行うもの又は国若しくは地方公共団体の助成を受けて行うもの。
- (4) 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第2条第6号に規定する施設に係る開発事業

(事務の内容)

第4条 開発事業に関する事前調整は、次の事項について行う。

- (1) 申出のあった開発事業に適用される法令の規制内容及びその窓口
 - (2) その他必要事項
- 2 事前調整を受けようとする開発事業者は、様式第1号の開発事業に係る事前調整申出書（以下「申出書」という。）に、様式第2号の事業計画概要書を添えて、まちづくり課長に申し出るものとする。
- 3 まちづくり課長は、申出のあった開発事業に係る許認可手続等について、関係所属及び開発区域の所在する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、関係する法令の規制、手続等を照会するものとする。
- 4 まちづくり課長は、前項の照会結果を取りまとめ、開発事業者に回答するとともに、開発事業者に回答した旨を関係所属及び関係市町村長に通知するものとする。
- 5 前項の回答及び通知は、原則として申出書を受理した日から6週間を経過する日までに行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行する。

様式第 1 号

開発事業に係る事前調整申出書

年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局
まちづくり課長 様

住 所
届出者
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開発区域の所在地	
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
開発事業の目的	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
事 業 主 体 (住所、氏名)	
工 事 施 行 者 (住所、氏名)	
設 計 者 (住所、氏名)	

1 計画地の概要

(1) 図面等

- ・位置図（縮尺1／50、000以上）
- ・現況平面図（縮尺1／5、000以上）
- ・計画平面図（縮尺1／5、000以上）
- ・計画断面図
- ・現況地番図
- ・地番、地目、面積一覧表

(2) 交通状況

(3) 現況土地利用状況（地目ごとの面積、筆数、構成比を一覧表にすること）

2 事業計画の概要

(1) 事業目的

(2) 施設の概要

(3) 土地利用計画（土地利用の用途毎に面積と構成比を一覧表にすること）

(4) 人口計画（住宅地開発等の場合）

(5) 進入路計画（公道との取り付け計画、標準断面図も記載すること）

(6) 用水計画

- ・生活排水
- ・污水排水計画

(7) 防災計画

(8) 公害防止計画（汚染発生源計画がある場合）

- ・大気汚染
- ・水質汚濁
- ・騒音
- ・悪臭、廃棄物

(9) 開発スケジュール（事前協議、許認可、着工、完成予定等）

3 当該計画における今日までの経緯（地元交渉、関係機関協議実績等を記載）